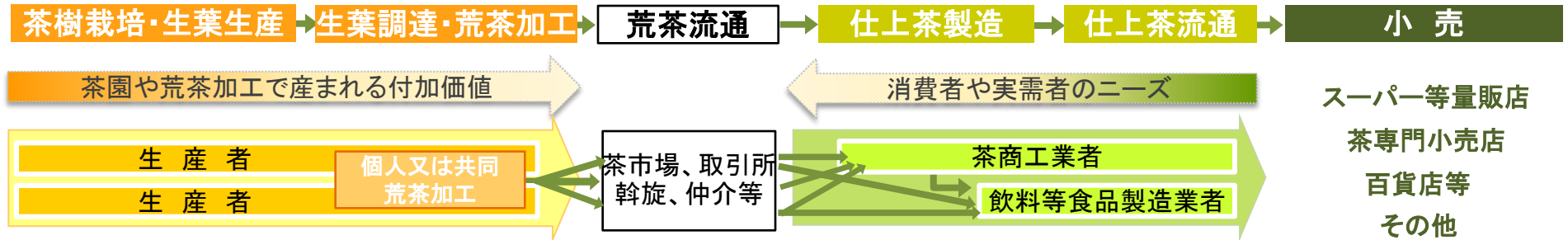


# 平成22年度国産原材料サプライチェーン構築事業の支援対象となる サプライチェーンのイメージ（茶の場合）

茶園から仕上茶等茶の最終製品に至る供給連鎖（サプライチェーン）に着目した新たな支援によって、茶の供給経路の複線化を推進

【現在の供給経路の例】…今後とも重要な供給経路。ただし、荒茶流通の上下流で付加価値や情報伝達が難しいというマイナス面も

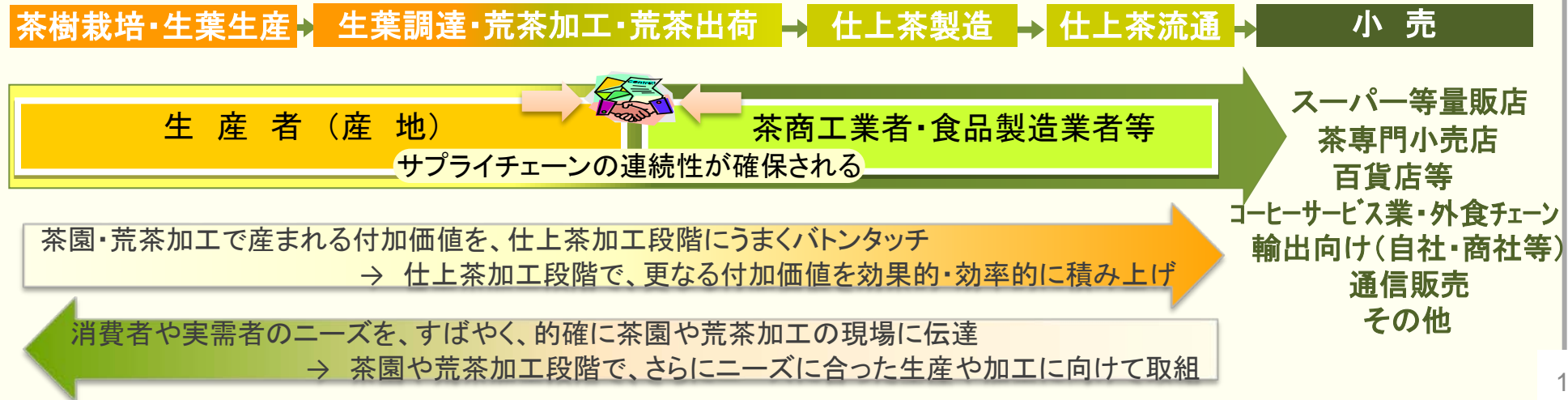


従来の供給経路（上）に加え、異なる供給経路（下）を育成

## 国産原材料サプライチェーン構築事業

平成21年度から、産地と茶商工業者等が連携した取組に対して、ソフト・ハード両面での支援

【支援対象とする供給連鎖の例】…シンプルな供給経路を通じて、各段階で産まれる付加価値を効率的・効果的に積み上げ



# 1. 支援対象となる取組の例 その1（茶の場合）

※共同利用機械整備は、整備事業ではなく、  
地区推進事業の中で実施が可能。【1/2以内】

茶樹栽培・生葉生産

生葉調達・荒茶加工・荒茶出荷

仕上茶製造・流通

小売

## 取組例1 生産者－製茶場－茶商の連携

専門店やこだわりニーズに対応した特徴あるリーフ茶を供給（品種、製法等の特徴を活かしたリーフ茶で差別化）

生産者  
「〇〇地区茶園管理組合」



共同荒茶加工法人  
「〇〇荒茶加工場」



茶商工業者「〇〇園」

茶専門小売店

百貨店

緑茶カフェ 等



緑茶カフェの展開

※左のような緑茶を念頭においた取組例のほかにも、国産の紅茶や半発酵茶の需要に対応した取組等も可能。

地区推進事業  
(ソフト)  
【定額】

◇事業実施主体: 国産原材料供給体制整備協議会 (例: 〇〇地区茶園管理組合、〇〇荒茶加工場、〇〇園、茶専門小売店等で構成)

☆支援対象取組例  
特徴ある茶品種の導入実証、新たな栽培法(被覆栽培等)や新たな茶園管理(施肥・防除・摘採等)手法の導入

☆支援対象取組例  
荒茶加工適性試験の実施  
荒茶加工の新技術施設のリース導入  
茶の有効成分分析機器のリース導入

☆支援対象取組例  
新商品の試作  
商品評価会の開催、展示会への参加  
仕上茶加工の新技術施設のリース導入

施設整備事業  
(ハード)  
【1/2以内】

◇事業実施主体(例): 〇〇管理組合

☆支援対象取組例  
園地整備、改植  
防霜施設の整備

◇事業実施主体(例): 〇〇荒茶加工場

☆支援対象取組例  
少量多種加工用荒茶加工施設の整備  
分析機器等品質評価管理施設の整備  
低カフェイン荒茶加工施設の整備

## 取組例2 生産者－茶商の連携

中～高価格帯で、量販に対応したリーフ茶を供給（高品質、均質、大量の生葉～加工の一貫体制で量販化に対応）

生産者「〇〇農業生産法人」  
(例: 農家と茶商工業者が共同出資して設立)



茶商工業者「〇〇園」

スーパー等量販店

給茶サービス業

大手外食チェーン 等

地区推進事業  
(ソフト)  
【定額】

◇事業実施主体: 国産原材料供給体制整備協議会 (例: 〇〇農業生産法人、〇〇園、量販店、外食チェーン等で構成)

☆支援対象取組例  
共同摘採体制の整備、茶園管理(整枝・施肥・摘採等)の技術マニュアル策定  
病害虫発生予察システムの試験導入

残留農薬の分析委託  
荒茶加工試験の外部委託実施  
荒茶加工施設のリース導入

☆支援対象取組例  
製品試作、商品化試験の実施  
消費者モニター調査  
茶園・加工への生産管理技術指導派遣

施設整備事業  
(ハード)  
【1/2以内】

◇事業実施主体(例): 〇〇農業生産法人

☆支援対象取組例  
改植、防霜施設の整備  
茶複合管理機の導入  
品質管理制御施設の整備

荒茶加工施設の整備  
荒茶貯蔵施設の整備  
品質評価管理施設の整備

## 2. 支援対象となる取組の例 その2（茶の場合）

※共同利用機械整備は、整備事業ではなく、地区推進事業の中で実施が可能。【1/2以内】

茶樹栽培・生葉生産

生葉調達・荒茶加工・荒茶出荷

仕上茶製造・流通

小売

### 取組例3 生産者—茶商の連携

残留農薬に厳しい海外市場や安全・安心ニーズに対応したリーフ茶を供給（供給経路全体で品質管理とトレーサビリティを確保）

生産者「〇〇茶園組合」



茶商工業者「〇〇園」

海外へ（輸出）

百貨店

生活協同組合

茶専門小売店 等

◇実施主体：国産原材料供給体制整備協議会（例：〇〇茶園組合、〇〇園、輸出商社、百貨店、生協等で構成）

☆支援対象取組例

土壌分析や研修等GAPの導入・実践  
減農薬等栽培技術導入の実証・普及  
病害虫発生予察システムのリース導入

☆支援対象取組例

荒茶加工でのGAPの導入・実践、トレーサビリティシステムの構築、保冷システムの導入、保冷車・保冷庫のリース導入

仕上茶加工でのトレーサビリティシステムの構築  
HACCPへの対応体制の整備  
仕上茶残留農薬分析機器のリース導入

◇実施主体（例）：〇〇茶園組合

☆支援対象取組例

防霜施設の整備  
品質管理制御施設の整備

◇実施主体（例）：〇〇園

☆支援対象取組例

荒茶加工施設の整備  
品質評価管理施設の整備  
安全性管理施設の整備  
仕上茶加工施設の整備  
ティーバッグ等製造施設の整備

地区推進事業  
（ソフト）  
【定額】

施設整備事業  
（ハード）  
【1/2以内】

### 取組例4 生産者—茶商—食品企業の連携

加工食品原料等としてニーズの高い茶（抹茶等）を供給（茶園、荒茶、仕上の各段階で新たな栽培・加工に取組）

生産者団体「〇〇農協」



茶商工業者  
「〇〇園」



食品製造業者  
「〇〇食品」

スーパー・食料品店

パン・菓子店

ドリンクチェーン（抹茶ラテ等）

緑茶カフェ 等

◇実施主体：国産原材料供給体制整備協議会（例：〇〇農協、〇〇園、〇〇食品、スーパー・食料品店、外食店等で構成）

☆支援対象取組例

覆下栽培技術の導入・普及  
実証圃場の設置、技術実証  
実証用被覆棚（資材経費）

てん茶加工適性試験の実施  
てん茶加工施設のリース導入

☆支援対象取組例

抹茶仕上機器のリース導入  
品質管理体制の整備

☆支援対象取組例

商品企画検討  
製品試作・開発  
消費者モニター試験

地区推進事業  
（ソフト）  
【定額】

施設整備事業  
（ハード）  
【1/2以内】

◇実施主体（例）：〇〇農協

☆支援対象取組例

園地整備、改植  
点滴かん水施肥施設の整備・導入

てん茶加工施設の整備  
てん茶貯蔵施設の整備  
安全性管理施設の整備

◇実施主体（例）：〇〇園

☆支援対象取組例

抹茶仕上施設の整備  
成分抽出施設の整備

※ここで掲げた取組はあくまで例であり、この他にも様々な取組が支援対象として考えられる。

### 3. 事業の採択要件（茶の場合）

#### ○ソフト事業（地区推進事業）

##### （1）どのような取組が支援対象となるか

【目的】**国産茶、特にリーフ茶の販売（金額又は量）を拡大**できるような、魅力ある茶をつくるために

【実施主体】**生産・供給に携る複数の者で構成する協議会**が

【内容】**目標（付加価値又は供給力の向上）達成のために、構成員が連携して行う取組**（既存の取組の拡充も対象！）

【成果目標】目標年度（4年目）に達成すべき成果目標として**付加価値の向上（販売金額3%以上増）か、供給力の向上（販売量5%以上増）のいずれかを、協議会が選択**できる

※協議会の構成要件

- ・ 協議会の構成員（法人、団体等）が携る業務範囲は、全体として、①茶の栽培、②荒茶加工、③仕上茶加工の全てを含んでいる必要があります
- ・ 各構成員の業務範囲は、①、②、③のいずれかでも、複数にまたがっても構いません（荒茶加工と仕上茶加工の両方、自園自製自販など）
- ・ ただし、構成員が1者（例：自園自製自販だけ）の場合は対象外で、最小でも2以上（目標年度3者）の構成員によるサプライチェーンが必須です

#### ○ハード事業（整備事業）

（1）**ソフト事業と一体的に行う**（「国産原材料供給・利用計画」の目標達成に必要な）**施設、園地等の整備**が支援対象

（2）**事業の実施主体は、当該施設等を所有又は管理する個々の構成員** ※構成員による小売段階の施設等整備は不可  
食品製造事業者等は、整備事業の実施主体になれないが、食品製造事業者等が中間事業者を兼ね、かつ、中間事業者として、サプライチェーン構築をする上で中核的な役割を果たす場合には、整備事業の実施が可能

##### （2）審査方法

**次の①～④のポイント指標を加算して総合的に審査**

- ①**基礎ポイント**（協議会が選択する次のいずれかから算出）
  - ・ 販売金額の増加率（現状→目標年度）
  - ・ 販売量の増加率（現状→目標年度）
- ②**加算ポイント**（次のような場合にポイントを加算）
  - ・ 構成員に複数の産地が含まれる場合
  - ・ 複数の食品製造業者等が含まれる場合
  - ・ サプライチェーンの全段階で付加価値向上に取り組む場合
  - ・ 構成員の生産物を新規用途や新商品に活用する場合
- ③**事業の必要性ポイント**（次の観点毎にそれぞれ評価）
  - ・ 緊急性    ・モデル性    ・波及性
- ④**政策的必要性ポイント**（次の観点毎にポイントを加算）
  - ・ 自給率の向上    ・外国産からの切り替え
  - ・ サプライチェーン構築についての継続的な取組

##### （3）事業申請までに必要なこと

- ・ **協議会の組織**と会計処理等**所要の規定の整備**
- ・ 初年度及び3年間の取組、成果目標等を記した「**国産原材料供給・利用計画**」を含む応募書類の作成等

# 4. 協議会の構成に必要な及び員の例（茶の場合）

(1) 協議会の構成例（イメージ） ～ 茶の生産から加工・製造・流通に至る（川上から川下までの）関係者が参加 ～

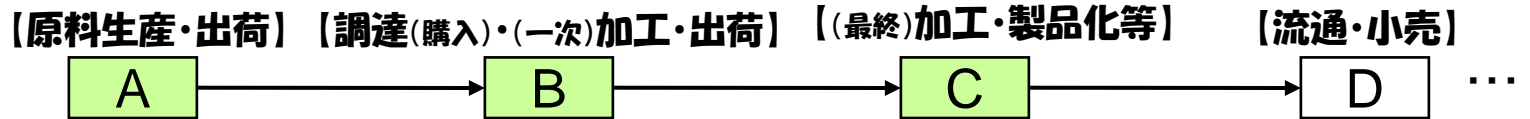
協議会（ソフト事業の実施主体）の構成員の範囲

ハード事業の実施主体  
とないうる構成員の範囲

《生産者（段階）》 《中間事業者（段階）》 《食品製造業者等（段階）》

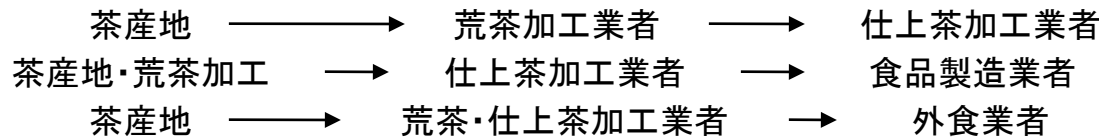
本事業で基本となる  
3つの事業者（段階）

各段階の機能・役割



※生産者については、受益農家戸数3戸以上が必要です。

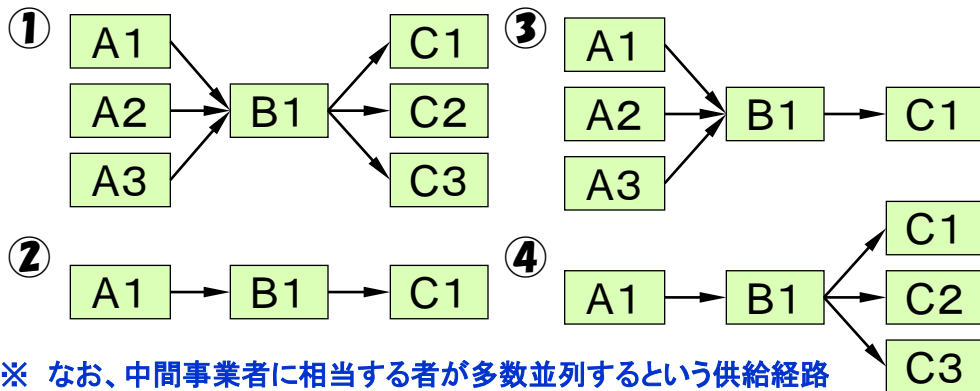
例1  
例2  
例3  
⋮



※ソフト事業の場合も、小売段階そのものに関わる取組は支援の対象外です。

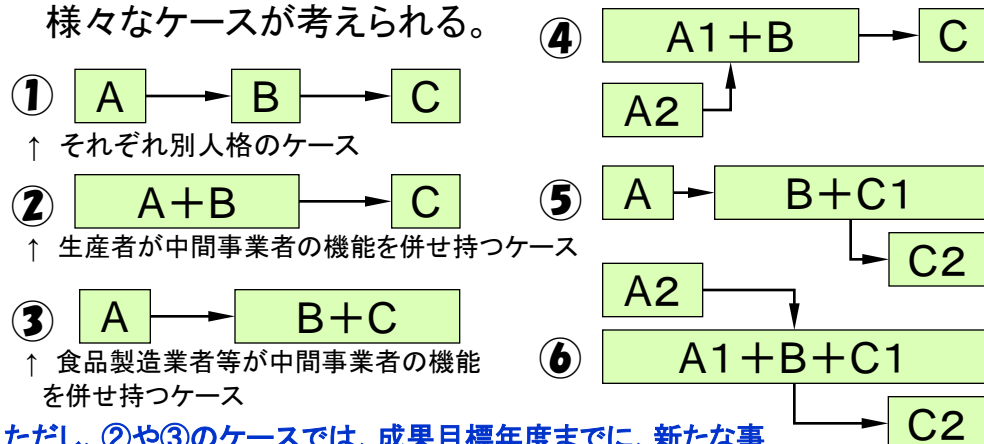
## (2) 構成員の数と供給経路（事業開始時点のイメージ）

事業開始時点における構成員の数と供給経路には、以下に掲げる例など、様々なケースが考えられる。



## (3) 構成員の機能・役割（事業開始時点のイメージ）

様々なケースが考えられる。

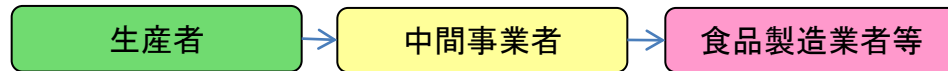


※ ただし、②や③のケースでは、成果目標年度までに、新たな事業者（生産者又は食品製造業者等）を追加（生産元又は原料供給先を拡充）することが条件となる場合があります…次頁参照

## 5. 協議会の構成員の最少編成について（茶の場合）

### 1 構成員に、独立した（人格の）中間事業者がいる場合（「生産者」や「食品製造業者等」のほかに、別人格の「中間事業者」がいる場合）

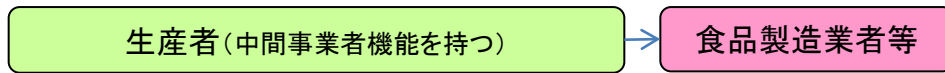
- この場合、要件を満たす最少の編成は、下図のような3者による協議会となります。（ただし、構成員の数が3未満になるような組織合併や統合等の将来的な実施を妨げるものではありません。）



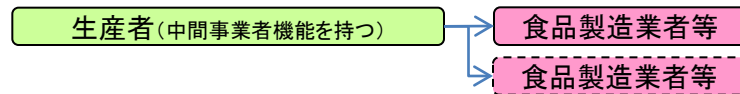
### 2 構成員に、独立した（人格の）中間事業者がいない場合（中間事業者の機能を、生産者か中間事業者のいずれかが併せ持つ場合）

- この場合、要件を満たす最小の編成は、事業開始時点においては、生産者と食品製造業者等の2者による協議会となりますが、成果目標年度までに枠内に示すような3以上の者による協議会（取引関係）に拡充する計画であることが必要になります。（ただし、構成員の数が3未満になるような組織合併や統合等の将来的な実施を妨げるものではありません。）

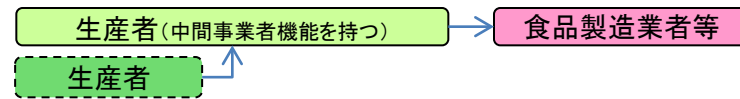
#### (1) 「生産者」が「中間事業者」の機能を併せ持つ場合



ただし、成果目標年度までに、

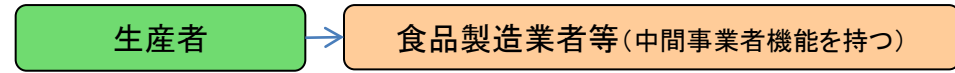


または

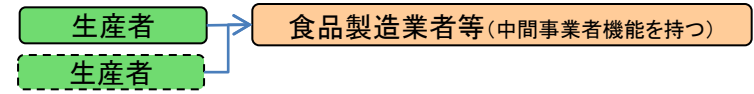


のような3以上の者で構成される協議会になる計画であることが必要。

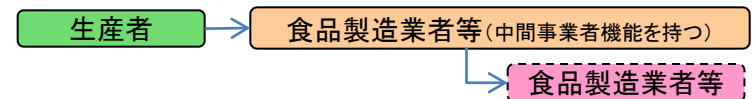
#### (2) 「食品製造業者等」が「中間事業者」の機能を併せ持つ場合



ただし、成果目標年度までに、



または



のような3以上の者で構成される協議会となる計画であることが必要。

## 6. 公募期間とお問い合わせ先（茶の場合）

### 公募期間及び公募に関する情報

- ・ 公募期間は、平成22年3月24日（水）～平成22年4月23日（金）17時までです。
- ・ 公募に関する情報は、農林水産省ホームページ（ホーム＞生産＞甘味資源作物、いも類、蚕糸、茶等の地域特産物）に掲載してお知らせしますので、ご覧ください（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/index.html>）。

### 事業の検討・実施に向けた相談窓口・お問い合わせ先

<茶の場合に関する全般的なご相談、事業の内容や要件等に関するご質問>

農林水産省 生産局 生産流通振興課 特産農産物対策室 電話 03-6744-2117 『お茶の担当者』まで

<具体的な事業の申請手続きに関するご質問やお問い合わせ>

取組の地域に応じて、下記のお問い合わせ先まで連絡先・ご相談下さい。

関東農政局	生産流通経営部	園芸特産課	電話 048-740-0029
北陸農政局	生産流通経営部	園芸特産課	電話 076-232-4314
東海農政局	生産流通経営部	園芸特産課	電話 052-223-4624
近畿農政局	生産流通経営部	園芸特産課	電話 075-414-9023
中国四国農政局	生産流通経営部	園芸特産課	電話 086-224-9413
九州農政局	生産流通経営部	園芸特産課	電話 096-353-7392
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部	農畜産振興課	電話 098-866-0996